

廃止措置変更認可申請への「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」適合について

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)			廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での記載箇所
			○: 適用する条文 ー: 適用しない条文		○: 一部補正として追加 ー: 一部補正として追加しない		
第一条	適用範囲	1	この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。	本規則が第4倉庫及び第5倉庫に適用されるものとし、以下の条文について適用該非を検討した。	ー	本規則の適用範囲を規定する項目のため、補正箇所はない	
		2	ー 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)				
		3	二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉				
第二条	定義	4	(略)	ー	本規則の定義を規定する項目のため、適用しない		
第三条	(特殊な方法による施設)	5	この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設を施設することができる。	ー	特殊な方法による場合を規定する項目のため、適用しない		
		6	2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設方法を記載した申請書に關係図面を添付して申請しなければならない				
第四条	(試験研究用等原子炉施設の機能)	7	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	ー	試験研究用等原子炉の機能を規定した項目のため、適用しない		
		8	2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生じる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。				
第五条	(機能の確認等)	9	試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	○	ー	両倉庫の維持管理については添付書類5に記載済み。	r2
第五条の二	(試験研究用等原子炉施設の地盤)	10	試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。第六条、第六条の二及び第六条の第三項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない	○ 新規制基準対応の条文のため適用しないが、両倉庫は「泥岩層」を支持層とすることは添付1付録に記載済であるが、第4倉庫、第5倉庫に係る設計項目を整理する目的から、記載場所を添付1.2中に移動する。	添付1.2.2「耐震性に関する説明書」
第六条	(地震による損傷の防止)	11	試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。	ー	両倉庫は近項目は耐震クラスCであり、静的地震力により設計を行うため、本項目は適用しない	○ 両倉庫は耐震クラスCであることは添付1に記載済であるが、第4倉庫、第5倉庫に係る設計項目を整理する目的から、記載場所を添1.1から添付1.2中に移動する。	添付1.2.2「耐震性に関する説明書」
		12	2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。				
		13	3 耐震重要施設が試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。				
第六条の二	(津波による損傷の防止)	14	試験研究用等原子炉施設がその供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない	ー	新規制基準対応の条文のため適用しない。なお、これまで「津波」は火災その他災害があった場合の自然災害として添付書類3に記載しており、「津波」はハザードマップ範囲外であることから想定災害としないことを記載済み。
第六条の三	(外部からの衝撃による損傷の防止)	15	試験研究用等原子炉施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない	○ 第4倉庫、第5倉庫に係る想定事象は添付3.2に記載済であるが、事前面談及び審査会合にて台風についての指摘があったため、台風の際の固縛についての記載を追加する。	添付3.2.1「第4倉庫及び第5倉庫での放射性固体廃棄物保管中に想定すべき事故」
		16	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない		
		17	3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	ー	試験研究用原子炉を船舶に設置する場合の規定のため、適用しない		
		18	4 航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない		
第六条の四	(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	19	試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二号第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	ー	廃止措置中であり、新規制基準対応は適用しない	○ 原子炉施設への不法な侵入等に対する措置として既に周辺監視区域フェンスを設置している。設工認規則とは別に、今回の申請では、所有権境界にて被ばく評価を実施しているため、所有権境界で維持すべき機能等について説明を追加する。	本文4及び添付書類5

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)			廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での 記載箇所		
			○：適用する条文 －：適用しない条文		○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない				
第七条	(材料、構造等)	20	試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ(以下「機器」という。)並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物(以下この項において「機器等」という。)の材料及び構造は、その安全機能の重要度に応じて、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。	－	両倉庫には左記の「機器等」の材料及び構造はないので、適用しない	/			
		21	2 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁(第十一条において「逃がし弁等」という。)を必要な箇所に設けなければならない。	－	両倉庫には左記の「弁等」はないので、適用しない				
		22	3 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。	－	両倉庫には左記に該当する機器はないので、適用しない				
		23	4 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部には、監視試験片を備えなければならない。	－	両倉庫は試験研究用等原子炉施設に属する容器ではないので、適用しない				
第八条	(遮蔽等)	24	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるように施設しなければならない。	○		－	添付2.3.3.1に記載済である。(但し、新規に添1.2.3「放射線の遮蔽に関する説明書」が追加されるため、一部記載内容の移動等による修正がある)		
		25	2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備を施設しなければならない。	○		○	第4倉庫、第5倉庫に係る遮蔽設計の方針、方法及び結果を纏め、添付1.2中に新規に追加する。		
		26	一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。						
		27	二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。						
		28	三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	－	両倉庫で保管する放射性固体廃棄物は発熱しないので、適用しない				
第九条	(換気設備)	29	試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。	－	両倉庫は非汚染区域であり換気設備はないので、適用しない	/			
		30	一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。						
		31	二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造であり、かつ、逆流するおそれがない構造であること。						
		32	三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。						
		33	四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。						
第十条	(逆止め弁)	34	放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第九条及び第二十六条に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	－	両倉庫には左記に該当する容器若しくは管はないので、適用しない				
第十一条	(放射性物質による汚染の防止)	35	試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。	－	両倉庫には放射性物質を含む流体はないので、適用しない	/			
		36	2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。						
		37	3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないように施設しなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。						
		38	4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつて、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。					－	第4倉庫及び第5倉庫は、汚染の無い管理区域であるため適用しない
第十二条	(試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設)	39	試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。		本章が第4倉庫及び第5倉庫に適用されるものとし、以下の条文について適用該非を検討した。	－	本章の適用範囲を規定する項目のため、補正箇所はない		r2

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)			廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での記載箇所
			○：適用する条文 －：適用しない条文		○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない		
第十三条	(安全設備)	40	安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。	－ 両倉庫は安全設備ではないので、適用しない			
		41	一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。				
		42	二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。				
		43	三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。				
		44	四 火災により損傷を受けるおそれがある場合には、次に掲げるところによること。				
		45	イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。				
		46	ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備を設けること。				
		47	ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。				
		48	五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。				
49	六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置を講ずること。						
第十三条の二	(溢いつ 水による損傷の防止)	50	試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	－ 溢水の発生はないので、適用しない			
		51	2 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	－ 両倉庫には放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備はないので、適用しない			
第十三条の三	(安全避難通路等)	52	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。	－ 両倉庫には常時人がいないので、適用しない			
		53	一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路				
		54	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明				
		55	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源				
第十四条	(炉心等)	56	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない			
		57	2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。				
		58	3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。				
第十四条の二	(熱遮蔽材)	59	原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材を施設しなければならない。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない			
		60	一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。				
		61	二 冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないこと。				

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)		廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での 記載箇所
		○：適用する条文 －：適用しない条文		○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない		
第十五条	(核燃料物質取扱設備)	62 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。	－	両倉庫では核燃料物質を取り扱わないので、適用しない		
	63 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下この条及び次条において「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。					
	64 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。					
	65 三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。					
	66 四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないこと。					
	67 五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。					
	68 六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。					
	69 七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。					
	70 八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。					
	71 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。					
	72 ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。					
第十六条	(核燃料物質貯蔵設備)	73 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。	－	両倉庫では核燃料物質を貯蔵しないので、適用しない		
	74 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。					
	75 二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものであること。					
	76 三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。					
	77 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。					
	78 ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。					
	79 2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。					
	80 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。					
	81 二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。					
	82 三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。					
	83 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。					
	84 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。					
	85 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。					
第十七条	(一次冷却材)	86 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	－	原子炉の運転はしないので、適用しない		
第十八条	(一次冷却材の排出)	87 放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号の設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。	－	原子炉の運転はしないので、適用しない		

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)			廃止措置計画変更認可申請へ適用について	廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則	補正申請書での 記載箇所
			○：適用する条文 －：適用しない条文	○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない	
第十九条	(冷却設備等)	88	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない	
		89	一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備		
		90	二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器内の液位を自動的に調整する設備		
		91	三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備		
		92	四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備		
		93	五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備		
		94	六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備		
		95	七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備		
		96	2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。		
		97	3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。		
第二十条	(液位の保持等)	98	液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない	
		99	2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるもののほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。		
第二十一条	(計装)	100	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない	
		101	一 熱出力及び炉心における中性子束密度		
		102	二 炉周期		
		103	三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置		
		104	四 一次冷却材に関する次の事項		
		105	イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度		
		106	ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位		
107	2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備を施設しなければならない。				
第二十一条の二	(警報装置)	108	試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置を施設しなければならない。	－ 両倉庫は、静的な保管を行うので、線量当量率が著しく上昇したり、液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれはないので、適用しない	
第二十一条の三	(通信連絡設備等)	109	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。	－ 設計基準事故は起きないので、適用しない	
		110	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を施設しなければならない。		

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)		廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での 記載箇所
		○：適用する条文 ー：適用しない条文		○：一部補正として追加 ー：一部補正として追加しない		
第二十二條	(安全保護回路)	111	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路を施設しなければならない。	ー	原子炉の運転はしないので、適用しない	
		112	一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。			
		113	二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。			
		114	三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。			
		115	四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。			
		116	五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。			
		117	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。			
		118	七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。			
		119	八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。			
第二十三條	(反応度制御系統及び原子炉停止系統)	120	試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統を施設しなければならない。			
		121	一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(構造材料その他の実験のために使用されるものをいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。			
		122	二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。			
		123	イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。			
		124	ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。			
		125	2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。			
		126	一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。			
		127	イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。			
		128	ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。			
		129	二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。			
		130	三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。			
		131	四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。			
		132	3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。			
		133	4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。			
		134	一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。			
		135	二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。			
		136	三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。			
		137	5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。			
		138	6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。			

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)		廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での記載箇所
		○：適用する条文 －：適用しない条文		○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない		
第二十四条	(原子炉制御室等)	139 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 140 2 原子炉制御室には、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。 141 3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造としなければならない。 142 4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路には、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。 143 5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	－ 原子炉の運転はしないので、適用しない			
第二十五条	(廃棄物処理設備)	144 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を施設しなければならない。 145 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 146 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 147 三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。 148 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 149 五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 150 六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 151 七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。 152 2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 153 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。 154 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物とその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰せき が施設されていること。 155 三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰せき が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	－ 両倉庫には放射性廃棄物を廃棄する設備はないので、適用しない			
第二十六条	(保管廃棄設備)	156 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 157 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 158 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 159 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。 160 2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。 161 3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	○ － 放射性廃棄物を保管する容器で漏えいを担保するので、適用しない － 次の理由により、著しい腐食のおそれはなく、適用しない。 ・保管中の廃棄物及び解体3で発生する廃棄物は、原子炉停止後約50年を経過しており、運転時の放射線照射による崩壊熱はない。 ・保管中の放射性固体廃棄物の全数の内容物の記録に化学薬品の記載はなく、これまでに容器の著しい腐食の発生はない。また、今後実施する解体3では化学薬品を用いる計画はない、	－ 両倉庫の保管容量を本文8.3.1で記載済。 ○ 第4倉庫及び第5倉庫の床及び壁に対する汚染拡大防止について、一部補正を行う。		添1.2.5 第4倉庫、第5倉庫関連の図面

試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成三十年六月八日公布(平成三十年原子力規制委員会規則第六号)改正)			廃止措置計画変更認可申請へ適用について		廃止措置計画変更認可申請の一部補正として追加が必要な規則		補正申請書での 記載箇所
			○：適用する条文 －：適用しない条文		○：一部補正として追加 －：一部補正として追加しない		
第二十七条	(放射線管理施設)	162 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。 163 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 164 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度 165 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	○		－	添2.1.1に保安規定で規定する旨記載済。	
第二十八条	(原子炉格納施設)	166 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を施設しなければならない。 167 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。 168 二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	－	原子炉の運転はしないので、適用しない			
第二十九条	(保安電源設備)	169 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 170 2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。 171 3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を施設しなければならない。	－	両施設は放射性固体廃棄物を静的に保管するものであり、外部電源が喪失した場合でも保管上支障はないため、適用しない			
第三十条	(実験設備等)	172 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。 173 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。 174 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。 175 三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。 176 四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。 177 五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。	－	実験設備はないので、適用しない			
第三十条の二	(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)	178 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。	－	原子炉の運転はしないので、適用しない			